

後期高齢者医療制度について

保険証の更新や保険料の軽減について

市では現在、8月から使用する新しい後期高齢者医療保険証や各医療受給者証の更新作業を進めています。
各医療制度の対象となっている方々については、直接送付や更新手続きの通知を行ってまいります。

ここでは、後期高齢者医療制度の保険証の更新や保険料の軽減、各医療制度の受給者証の更新日時をお知らせします。

8月から

後期高齢者医療保険証が新しくなります

市では、7月末ころに後期高齢者医療制度加入の皆さんに8月から使用するための「後期高齢者医療保険証」を送付します。
この保険証は、申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。また、後期高齢者医療保険証は、所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がありますので、保険証が自宅に届きましたら、ご確認ください。

なお、後期高齢者医療保険加入は、絶対にその場で保険証を渡さずに担当窓口にご連絡ください。

者で、保険証が自宅に届かない場合はご連絡ください。

《いまだお使いの保険証》

◎有効期限

平成21年7月31日まで

【注意】

8月1日以降は、使用できません。

今後の保険証の取り扱い

《新しい保険証》

◎有効期限

平成21年8月1日から

平成22年7月31日まで

※7月末に、市から自宅に直接送付します。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
氏名	
生年月日	
住所	
市区町村	
保険料負担率	
認定年月日	
有効期限	
申請者	
申請日	

平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。

なお、平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については送付されません。

対象者には7月末ころまでに

新しい保険証とは別に「後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証」と申請書を送付します。申請書には必要事項を記入のうえ、申請していただくことになります。

保険証の詐取に

注意してください

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

手口は、「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

◎市からのお知らせ①②③

①新しい後期高齢者医療保険証は、7月下旬に発送する予定です。

②市職員が直接訪問し、古い保険証を回収することはありません。

③もし不審な訪問を受けた場合は

は、絶対にその場で保険証を渡さずに担当窓口にご連絡ください。

後期高齢者医療の

保険料決定通知を

送付します

平成20年中の所得に応じて確定した後期高齢者医療の保険料をお知らせする通知書が、15日より送付されます。（配達地区によっては、2～3日かかる場合があります）

保険料は、**特別徴収**（年金からの徴収）と**普通徴収**（口座振替または納付書による徴収）で納めていただく方がいます。送付されていきます。通知書で確認ください。なお、後期高齢者医療保険加入者で、自宅に通知書が届かない場合はご連絡ください。

特別徴収（年金からの

徴収）となっている方は、

口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていた

後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わりました

◎均等割額の軽減措置について
所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯主および被保険者の総所得が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の方（その他各所得がない方）は、均等割額が9割軽減されます。

また、7割軽減に該当する方を8・5割軽減とする措置が、平成21年度も継続されることになりました。（表1を参照）



表1 後期高齢者医療保険料の軽減措置

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	7割→8.5割	5,700円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、そのほかの各所得がない	9割	3,800円
基礎控除額（330,000円）+245,000円 ×被保険者数（世帯主である被保険者を除く）	5割	19,200円
基礎控除額（330,000円）+350,000円 ×被保険者数	2割	30,700円

◎所得割額の軽減措置について
被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

・被保険者本人の総所得金額などが58万円以下（年金収入のみの場合）、153万円～211万円以下）については、軽減割合が5割になります。

◎後期高齢者医療加入前に、次の保険の被扶養者についての保険料軽減措置

【対象となる各保険】

- ・健康保険（全国健康保険協会の健康保険 ※平成20年9月までは社会保険事務所の所管）
- ・健康保険組合（企業または団体でつくる健康保険）
- ・共済組合（公務員などが加入する健康保険）

《注意》

①国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

【軽減措置の内容】

①新たに保険料を負担することになる社会保険等の被扶養者であった方は、制度への加入時から2年間均等割額が5割軽減され、所得割額は課税されません。

②特例措置により、平成21年4月から平成22年3月分までの保険料については、均等割額が9割軽減されます。軽減を受けるために、申請の必要はありません。

次ページに続きます。